

## 令和7年第2回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第1号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書	高崎市島野町 758-2 ハラスメントから職員を守る群馬県民の会 上田寿江	令和7年2月12日  総務文教厚生常任委員会
	<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会75か所以上で、群馬県では沼田市、甘楽町で「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」主旨採択されました。(資料1)</p> <p>私どもは「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める群馬県民の会」として自粛を求めています。みなかみ町議会においては、陳情は採択されませんでしたので、政党機関紙のアンケート調査が行われておりません。</p> <p>それゆえ「議員から職員へのハラスメント防止」の具体策には至っていないのが現状かと思われます。</p> <p>ハラスメント防止の重要性は言うまでもありません。そこに反対する党・会派及び議員はいらっしゃらないかと思えます。そこで私どもも、会の名称を「ハラスメントから職員を守る群馬県民の会」として改め、ハラスメント問題解決に取り組むことにしました。</p> <p>さらに一連の調査で明らかになった事は、勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中していることです。令和7年も3月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、それが心配で、再度陳情を出すことにしました。</p> <p>さて、「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」実態調査を実施した事例が30以上にのぼります。調査結果によると、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、おしなべて3割以上(3人に1人以上)となっています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態調査をしていない自治体では、その多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛は「なかったこと」にされ続けるのです。(資料2)</p> <p>象徴的なのが宇都宮市の事例です。宇都宮市議会議員は「政党機関紙の勧誘・配達・集金の中で、勧誘行為は一切やっていない」と強く主張していましたが、市が管理職以上の職員228名にアンケートを実施してみると、勧誘された職員が110人で、勧誘時に心理的圧力を感じた職員が50%(55人)にのぼったことを受け、議会で正式に謝罪しました。ここでいう心理的圧力は、より具体的には、「(断ると)今後の業務に支障がでるかもしれないと感じた」ことを指します(職員回答の86.8%)。</p>		

市議会としても、市議による機関紙勧誘に事実上のパワハラが伴っていた実態を重く受けとめ、同市議の謝罪文(以下の文言)を市議会報(令和6年10月発行)に掲載。市民に説明責任を果たしました。(資料3)

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。庁舎内のハラスメントは業務への支障につながり、ひいては住民サービスが低下し、住民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなります。そして議員と職員の関係性を不健全にすることは言うまでもありません。

2020年6月にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も85にのぼります。貴議会においては、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、以下の3項目を、ハラスメントから職員を守るという観点で強く要望いたします。

#### 【陳情事項】

1. 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、「庁舎内での営業禁止の原則」「政治的中立性への配慮」「各自治体の調査結果により、ハラスメントを生じさせる可能性が高いこと」等から、庁舎内においては「原則禁止」を確認してください。
2. 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象であること」もしくは「許可の対象とすること」を行政と議会の双方で確認してください。議員も庁舎管理規則の対象外ではなく、もし議員が庁舎内で政党機関紙勧誘を希望する場合は、行政の許可証を必ず申請することを義務付けて下さい。
3. 「政党機関紙の勧誘行為」について、議員からの許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声(心理的圧力の有無)」をアンケート等を通して収集し、判断材料としてください。